

# 川崎市在宅人工呼吸器使用者災害時電源給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人工呼吸器を使用する在宅の方（以下、「在宅人工呼吸器使用者」という。）が災害時に生命を維持する上で必要となる非常用電源装置等（以下、「非常用電源」という。）を確保することによって、災害時における要援護者の支援体制の拡充を図ることを目的に給付を行う。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、川崎市とする。

(給付対象者)

第3条 本事業の対象者は、川崎市の住民基本台帳に住民登録がある者で、次号に該当することを要件とする。ただし、医療機関等に入院中の者及び障害者支援施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院及び障害児入所施設を含む。）に入所中の者を除くものとする。

(1) 生命・身体機能の維持のため、連続6時間以上人工呼吸器を在宅で使用する者

(給付対象)

第4条 本事業の給付の対象となる非常用電源は、新たに購入されるもので、次の各号に掲げるものとする。

(1) 正弦波インバーター発電機

(2) ポータブル電源（蓄電池）

(3) DC/AC インバーター（カーインバーター）

2 非常用電源の仕様は別表1に定めるとおりとする。

3 非常用電源の納品に付属する配送費用も給付対象とする。

4 非常用電源の購入先は、川崎市在宅人工呼吸器使用者災害時電源給付見積書（第2号様式）を作成した業者からのみとする。

5 第1項第2号については、診療報酬対象となったものは除く。

(給付額)

第5条 給付額は非常用電源の種目により異なり、別表1に定める金額をそれぞれ上限とし、予算の範囲内で給付するものとする。

(給付件数)

第6条 給付する非常用電源は別表1にある、種目の中から1種類、1製品のみとする。

(給付申請)

第7条 給付を申請する者は、次の各号に掲げるものを市長に提出するものとする。

(1) 川崎市在宅人工呼吸器使用者災害時電源給付申請書（第1号様式）

(2) 川崎市在宅人工呼吸器使用者災害時電源給付見積書（第2号様式）

(3) 購入予定の非常用電源の仕様を確認できるもの

(4) 第3条1号に該当していることを証する医師の診断書又は意見書等

(5) 世帯の最多課税者とその市民税所得割額が確認できるもの

(給付の決定)

第8条 市長は、申請に基づき内容を審査の上、給付を決定した場合については、「川崎市在宅人工呼吸器使用者災害時電源給付決定通知書」（第3号様式）及び「川崎市在宅人工呼吸器使用者災害時電源給付券」（第4号様式、以下「給付券」という。）を交付する。

2 審査の結果、申請を却下することを決定した場合については、「川崎市在宅人工呼吸器使用者災害時電源給付却下通知書」（第5号様式）を申請者に交付する。

（決定内容の変更）

第9条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた者が購入を中止しようとするときは、「川崎市在宅人工呼吸器等使用者災害時電源給付申請取下書」（第6号様式）を提出し、市長に給付券を返還しなければならない。

2 一旦給付券を使用し、給付を受けた場合には、給付された機種の耐用年数を経過するまで給付内容の変更を行うことはできない。またその他の条件については、第13条と同様に取り扱う。

（費用の負担及び支払）

第10条 給付の対象者又は対象児の保護者（以下「給付対象者等」という。）は、その所得の状況に応じて、費用の一部を負担するものとする。

2 給付対象者等が負担する額は、第5条で定める給付上限額（その額が現に当該非常用電源に要する費用の額を超えるときは、当該現に要する費用の額とする。）の100分の10に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）と、第11条に定める所得区分による負担上限額を比較し、いずれか少ない方の額とする。

3 購入に要する費用が第5条で定める給付上限額を上回るときは、前項で定める自己負担額に加え、購入に要する費用と給付上限額の差額についても負担するものとする。

4 給付対象者等は、非常用電源を納品する業者に、給付券を添えて第2項及び第3項により負担することとされている額を支払うものとする。

5 市長は、業者からの適法な請求に基づいて、第5条で定める給付上限額の範囲において、購入に要する費用から前項により給付対象者等が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。

6 前項の請求には、給付券を添付しなければならない。

（所得区分）

第11条 費用の負担については、給付対象者等の属する世帯の収入に応じ区分（以下「所得区分」という。）を設け、所得区分ごとに負担上限額を設けることとする。

所得区分の決定は、非常用電源の給付を申請する月の属する年の前年（給付を申請する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年）の給付対象者等の属する世帯の所得状況により行うものとする。なお、世帯の範囲は給付対象者が18歳以上の者である場合は当該対象者及び配偶者とし、18歳未満の者である場合はその給付対象者が所属する同一世帯全体とする。

2 前項に規定する所得区分及びそれぞれの負担上限額は別表2のとおりとする。

3 別表2に規定する所得区分のうち生活保護世帯の対象は、給付対象者等の属する世帯が生活保護世帯である場合であるものとする。

4 別表2に規定する所得区分のうち市民税非課税世帯の対象は、給付対象者等の属する世帯が市民税非課税世帯であるものとする。

5 別表2に規定する所得区分のうち一般世帯1の対象となるのは、給付対象者等の属する世帯の最多課税者の市民税額（所得割）が3万3千円未満の場合であつて、かつ、所得区分が生活保護世帯、市民税非課税世帯の対象ではない場合であるものとする。

6 別表2に規定する所得区分のうち一般世帯2の対象となるのは、給付対象者等の属する世帯の最多課税者の市民税額（所得割）が3万3千円以上23万5千円未満の場合であるものとする。

7 別表2に規定する所得区分のうち一般世帯3の対象となるのは、給付対象者等の属する世帯の最多課税者の市民税額（所得割）が23万5千円以上46万円未満の場合であるものとする。

8 別表2に規定する所得区分のうち一定所得世帯の対象となるのは、給付対象者等の属する世帯の最多課税者の市民税額（所得割）が46万円以上の場合であるものとする。

9 災害その他特別の事情があることにより、市が非常用電源の給付に要する自己負担額を負担することが困難である場合とするのは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第31条を準用し、減額・免除の手続きは「川崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則」（平成18年川崎市規則第61号）第13条を準用する。

（市民税額の計算方法）

第12条 前条第1号に規定する市民税額（所得割）を算定する場合は次のとおりとする。

（1）地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。）があるときは、同号に規定する額に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

（2）前条第1号に規定する最多課税者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市民税額（所得割）を算定するものとする。

（非常用電源の管理）

第13条 給付を受けた者は、当該非常用電源を給付等の目的に反して使用、譲渡、交換、貸与又は担保に供してはならない。また、非常用電源の使用方法や保管について適正に管理しなければならない。

2 前項の規定に違反した場合は、当該給付等に要した費用の一部又は全部を返還させることができる。

（再給付に係る申請）

第14条 既に給付を受けている非常用電源の再給付に係る申請については、前回の給付日より別表1の「耐用年数欄」に規定する期間を経過しない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に非常用電源が使用不能になった場合はこの限りではない。

2 前項ただし書の規定による再給付を申請するものは、第7条に定める書類に加え、前回給付された非常用電源が使用不能になった事由を証する書類を提出しなければならない。

（申請内容の調査と対応）

第15条 申請内容について、川崎市在宅人工呼吸器使用者災害時電源給付申請書（第1号様式）で同意を得た事項について、川崎市は調査することができる。

2 調査の結果、申請内容に虚偽があることが判明した場合にはその申請の却下、もしくは給付費の全額を返還させることができる。

（委任）

第16条 この要綱に定めのない事項については、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表1に規定する耐用年数は、この要綱の施行の日以後に適用し、施行日前に給付を受け

た場合については、なお従前の例による。

別表1 非常用電源の種目

種目	機器要件	耐用年数	給付上限額
正弦波インバーター発電機	人工呼吸器使用者又は介助者が容易に使用可能な、ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA以上のもの	10年	120,000円
ポータブル電源（蓄電池）	人工呼吸器使用者又は介助者が容易に使用及び運搬可能で、放電後に外部電源により充電が可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの	5年	80,000円
DC/AC インバーター（カーインバーター）	人工呼吸器使用者又は介助者が容易に使用可能な、自動車用バッテリー等の直流電源（DC）を正弦波交流電源（AC）に変換する装置で、定格出力が300W以上のもの	5年	45,000円

<注意事項>

- 1 擬似正弦波（矩形波、補正正弦波）の製品は給付の対象外となります。
- 2 特に、海外製の製品の場合には、次のことを確認してください。
  - ・日本語の取扱説明書が添付されていること
  - ・電気用品安全法の適合検査に適合した（PSEマークが付いている）製品であること
- 3 非常用電源の維持に要する経費（ガソリン、カセットガスボンベやエンジンオイル等の購入費などを含む点検・整備費などの費用）については、給付の対象外となります。
- 4 直接、医療機器に繋げて使用すると故障する可能性がありますので、必ず、外付けの専用バッテリーに充電してから使用するなど対策を講じてください。特に、ポータブル電源（蓄電池）、DC/ACインバーター（カーインバーター）については、市販されている製品のほとんどが、精密医療機器に使用した場合の動作保証までは行っておりませんので注意が必要です。
- 5 ポータブル電源（蓄電池）については、診療報酬の対象となったものは給付対象外です。
- 6 給付決定前に購入したものは、給付の対象外です。

別表2 負担上限額表

税額による所得区分	負担上限額	
	本人が最多課税者でない場合	本人が最多課税者の場合
生活保護世帯	0円	0円
市民税非課税世帯	0円	0円
一般世帯1	負担上限額 5,000円	負担上限額 2,500円
最多課税者の市民税所得割額が 3万3千円未満の場合		
一般世帯2	負担上限額 10,000円	負担上限額 5,000円
最多課税者の市民税所得割額が 3万3千円以上2万3千5百円未満の場合		
一般世帯3	負担上限額 20,000円	負担上限額 10,000円
最多課税者の市民税所得割額が 2万3千5百円以上4万6千円未満の場合		
一定所得世帯	全額自己負担	全額自己負担
最多課税者の市民税所得割額が4万6千円 以上の場合		